

事務連絡

令和4年9月20日

総合事業通所型サービス 管理者 様

紀北広域連合事務局長 宮地 浩

令和5年度事業所評価加算の届け出について

平素は、介護保険事業の円滑な実施にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さっそくですが、令和5年度における事業所評価加算算定の取り扱いを下記のとおり整理しましたので、確認の上で加算の届け出を行ってください。

1、事業所評価加算について

選択的サービス（運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上）を行う事業所について、効果的なサービス提供を評価する観点から、評価対象となる期間において、利用者の要支援状態等の維持・改善（※1）の割合が一定以上となった場合に、当該評価期間の翌年度における通所サービスの提供につき加算（1月につき120単位）を行うものです。

（※1） 維持・改善とは以下の場合を指す

- ・選択的サービスのいずれかを3か月以上利用した要支援者が、更新・変更認定を受けた結果、要支援状態区分の維持又は改善が見られた場合
- ・事業対象者が維持又は総合事業の対象外になった場合

2、令和4年度事業所評価加算の届出が必要な事業所について

紀北広域連合から事業所指定を受け、《A6》のサービスコードを使用して、通所型の現行相当サービスを実施している事業所のうち、下図の『届出が必要』に該当する事業所

基準相当指定事業所《A6》		
加算届出状況	前年度加算の届出なし	前年度加算の届出あり
令和5年度の算定を希望する	加算の有無「2.あり」で『届出が必要』(※3)	『届出不要』(※2)
令和5年度の算定を希望しない	『届出不要』	加算の有無「1.なし」で『届出が必要』(※3)

（※2） 令和4年度に算定する事業所評価加算を「2.あり」として、紀北広域連合に届け出ている事業所で、引き続き加算を算定する場合は、届出は必要ありません。

（※3） 令和4年度からの算定状況より変更があった場合は、あらためて加算体制を変更

する届出書を提出してください。(令和4年度加算を算定し、次年度に算定をしない場合も届け出が必要になります)

3、事業所評価加算の算定要件

- ①選択的サービス(運動器機能向上サービス、栄養改善サービス、口腔機能向上サービス)のいずれかを実施していること
- ②評価対象期間における通所型サービス事業所の利用者実人数が、10名以上(A6～A7の利用者すべてを含んだ人数)であること
- ③厚生労働省通知などで定める評価基準に適合していること

※算定可否の審査結果については、令和5年2月頃に紀北広域連合より連絡予定です。

3、令和5年度の評価対象期間

令和4年1月から令和4年12月

5、提出書類

- ①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

※上記書類は紀北広域連合ホームページからダウンロードしてください。

<https://kihokukouiki.jp/?p=2398>

6、提出期限

令和4年10月14日(金)必着

7、提出方法および提出部数

紀北広域連合窓口および郵送で2部提出

(一部を事業所控えとして返却。控えについては鑑だけの提出でも可)

事務担当：介護保険・認定監査係 矢崎

TEL 0597-35-0888

FAX 0597-33-1515